

2023 年度 佐倉市

予算編成に対する要望・政策提案書



2022 年 9 月

さくら・市民ネットワーク

2023年度

予算編成に対する要望・政策提案

佐倉市長 西田 三十五 様

日頃より市政の運営にご尽力いただきありがとうございます。

一昨年から続く新型コロナ感染第7波はようやく収束に近づいていてきました。しかし、冬に向かって、インフルエンザの流行と第8波が重なるのでは、と心配はつきません。今後は、感染した患者が手遅れにならず、きちんと医療が受けられるよう、発熱外来や休日対応を増やすなど、体制を整えてください。子どもたちの心身への影響を防ぐ対策や、高齢者施設への支援対策、支援金などにも、市としてしっかり取り組んでほしいと思います。

コロナだけではなく、ウクライナ戦争、円安などによる物価の高騰、報酬減や失業など、苦しい生活に追い込まれている市民が増えています。そのため、全国で多くの自治体が、水道料金減免や給食費無償化など様々な対策を始めています。佐倉市には、上下水道料金の減免制度や給食費無料化などにとどまらず、できる限り市民の生活を支える政策をお願いします。

「国の交付金約5億3千万円の返還」というニュースには本当に驚かされました。そのお金が繰り越されていれば、今どんなに多くのことができるだろうかと思うと、残念でなりません。しかも市民に対する報告が遅かったこと、今後の対策など、納得できないことばかりです。市のお金は市民の財産です。来年度の予算編成にあたり、市長はもちろん職員の皆さん全員がこの気持ちを持って、予算編成にあたっていただくようお願いします。さらに、市長が旧統一教会の佐倉支部に入りしていたという報道がありましたが、第三者機関を設置し、徹底調査を求めます。

今回の予算要望も、市民の皆さんからの声を集め、多岐にわたって提案させていただきました。ぜひ市政に反映させていただくようお願いいたします。

2022年9月26日

さくら・市民ネットワーク代表

宮田 みどり

市民ネットワーク議員団

五十嵐 智美

川口 絵未

松島 梢

新型コロナ感染症対策

○印は新しい項目、太字は重点項目です。

- ① 福祉施設等に抗原検査キットを配布する。
- 2 学校、保育園、幼稚園、学童保育で感染者が発生した場合、クラス単位などで幅広く検査する。
- 3 自宅療養や入院待ちをしている感染者のところに、1日1回訪問看護ステーションから看護師が訪問し、健康観察をする仕組みを構築する。
- 4 新型コロナワクチン副反応の相談窓口を設ける。
- 5 子どもたちへの新型コロナワクチン接種による健康被害が懸念されるため、副反応について広く周知する。
- ⑥ 市内の発熱外来未指定の医療機関に発熱外来になるよう促し、医療機関名を公表する。休日対応を増やす。
- ⑦ 感染拡大時に臨時の検査場を設置する。
- ⑧ コロナで困窮する市民に水道料金などの減免を行う。
- ⑨ コロナ禍の学校生活は感染対策を行いつつ、できるだけ授業や行事を実施する。
- ⑩ コロナ禍における子どもたちの心身への影響調査を行い、オンライン相談などの支援体制をつくる。
- 11 コロナ禍での児童虐待とDV被害について調査を行い、今後の支援に反映する。
- 12 中小企業、NPO、企業組合等のコロナによる経営への状況調査を行い、支援策を充実させる。
- 13 高齢者・障がい者福祉関連、及び教育施設に対し、クラスター対策や業務継続に関するアドバイスを行う感染症アドバイザー（医師）を市に配置する。
- 14 避難所運営については新型コロナ感染症対策を万全に行う。
- 15 子ども・若者・高齢者などの居場所づくりに取り組んでいる民間団体のコロナ対策に財政的支援をする。

危機管理

- 1 佐倉市国民保護計画の冒頭に「日本政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である」と明記し、「佐倉市平和都市宣言」の全文を掲載する。
- 2 避難、救助、車両出入り、ガレキ仮置き場など、災害時に広いスペースを確保する。1000m²以上の空き地管理台帳を整備する。
- ③ ハザードマップで浸水想定区域の住民に対し、夜間も含め実態に即した避難訓練を行う。
- 4 職員と住民で構成する、避難所運営委員会を全市的に設置する。
- 5 避難所に、簡易ベッドと間仕切り、テントを計画的に増やす。
- 6 佐倉市防災会議に女性委員を増やし、公募市民の枠を設ける。
- 7 福祉施設対象に太陽熱温水器設置の助成制度を設け、災害時に風呂を被災者が利用できるよう協定を結ぶ。
- 8 休日・夜間に災害が発生した設定の職員訓練を全庁的に行う。
- 9 災害時協力井戸の登録制度を作り、市民に呼びかける。

- 10 災害時対策として、上下水道の技術職員を増やす。
- ⑪ 感震ブレーカーを普及させるための補助金制度を設ける。
- 12 浸水想定区域には、保育園や高齢者施設を誘致しない。また、住宅は2階建て以上とする。
- 13 東海第二原発再稼働に備え、事故発生時の対応、外部被ばくと内部被ばくの危険性と予防法などを分かりやすく記載した「佐倉市放射能防災マニュアル」を作成し、全戸配布する。また、原発事故に備え、市内の防災備蓄倉庫にヨウ素剤を備蓄する。
- 14 オスプレイが佐倉市上空を飛行する場合、必ず事前に通告するよう北関東防衛局に要請する。

放射能対策

- ① 公共工事に福島原発事故由来の除染土が入らないよう、チェック体制を万全にする。
- 2 市内の側溝汚泥の搬出量と搬出先の記録を必ず残す。
- 3 小・中学校の修学旅行やキャンプなどの自然教室は、土壤汚染の低い所を選ぶ。
- 4 甲状腺エコー検診の費用を助成する。
- 5 燃却飛灰の放射性物質の測定値に異常が出た場合、直ちに公表し、対策を講じる。

市民参加・情報公開

- 1 市民参画のもとに自治基本条例を策定する。
- 2 西田市長の公約「意思決定のプロセスは徹底して透明化を図る」を守る。
- ③ 市長及び市議会議員と旧統一教会とのかかわりを、第三者委員会を設け、徹底調査する。
- 4 市長は市民から市政に関する面談の要望があった場合は可能な限り対応し、記録を公開する。
- ⑤ 市長は重大な不祥事が発生した際、早急に市民への説明や謝罪などを行う。
- 6 教科書採択を決める教育委員会会議は公開する。
- 7 市民対象の予算説明会を復活させ、また、決算説明会も行う。
- 8 予算・決算や介護保険改定など市政に関する出前講座を設け、市民の关心と理解を深める。
- 9 パブリックコメントの募集は、市民が取り組みやすいよう期間を長くし、ホームページだけでなく「こうほう佐倉」にも掲載する。
- 10 公共施設等の愛称募集は選考プロセスの透明化を徹底する。
- 11 交付金申請など国や県とのやり取りは、申請段階で市議会に報告する。
- 12 共通番号制度について個人番号カードの申請や番号提示の義務はないこと等、職員研修を徹底する。
- 13 デジタル改革関連法ではなく、佐倉市個人情報保護条例に規定されている個人情報の直接収集の原則や、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報の収集を行わないとしている点を堅持する。
- 14 防犯カメラのデータ管理は個人情報保護条例に基づいて厳格に行い、警察に渡した場合は必ず議会

に報告する。

- 15 市のホームページに条例、規則だけでなく、要綱、訓令まですべて掲載する。
- 16 自衛隊から適格者情報の照会があった場合は、議会に報告し、情報は提供しない。
- ⑯ 本会議場の傍聴席の音声を聞き取りやすく改善する。
- 18 議会傍聴席に入りきれなかった傍聴者に、別室にモニターなどを用意し傍聴しやすい環境整備をする。
- 19 傍聴者に対し、職員は必要以上に威圧的な対応をしない。

行財政改革

- ① コロナ返還金のような不祥事が起きた場合、事後の検証委員会には必ず第三者を入れる。
- ② 事務ミスが起きないよう、万全なチェック体制を構築するために適正な職員数を確保する。
- ③ 返還金問題に対し「こうほう佐倉」の字が小さく読みにくいという声が多くあった。市政に関する重要な記事は、読みやすい紙面構成にする。
- ④ 市民に見やすいＨＰに改善する。
- 5 公契約条例策定に向けて、具体的な取り組みを始める。
- 6 プロポーザル方式に関しては透明性を高めるため、外部審査委員を入れ、審査委員会の議事録をすべて公開する。また、すべての案件を「入札監視委員会」にかける。
- 7 入札公告に、係争中や指名停止の履歴がある場合は必ず申告するという項目を追加する。
- 8 入札監視委員会は、入札結果から課題を洗い出し、入札制度改善につなげる提言を行う。
- 9 総合評価方式一般競争入札は、建設工事だけでなく、7000万円以上の業務委託にも適用する。また、簡易型に関しては、審査会に外部委員を入れる。
- 10 隨意契約の結果は速やかにホームページに公表し、地方自治法施行令167条の②「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用する場合は、その理由をホームページ上の「契約内容表」に記載する。
- 11 議会質問等で出された提案・要望の進捗状況を、遅滞なく提案者に報告する。
- 12 補助金や助成金等の交付については、交付基準と交付先をゼロベースで見直す。さらに交付基準の抜本的な見直しを行うため、市民参加の第三者機関を早急に設置する。
- 13 指定管理者に関しては、市民モニター制度を創設する。また契約期間中の業者変更の際は、改めて基準に則って厳正に審査する。
- 14 ファシリティマネジメントの推進にあたっては、施設の機能やあり方を市民参加で見直し、公有財産の管理運営及び再配置に関する長期的計画を策定し、市民に広く知らせる。
- 15 正規職員の比率を高める。
- 16 黒塗り公用車を全面的に廃止する。
- ⑯ 産業大博覧会の参加費は無料を堅持する。

まちづくり

- 1 通学路に歩道・ガードレール・路側帯・ハンプの整備を急ぐ。
- 2 ハザードマップの浸水想定・土砂災害区域にかかる通学路の見直しを早急に行い、対策を講じる。
- 3 歩行者の安全確保のため、歩道の整備を促進する。また、「ゾーン30」や大型車両の乗り入れ禁止を盛り込んだ、生活道路条例を策定する。
- 4 市内の道路の制限速度を調査し公表する。
- 5 裏新町の通学路をスクールゾーンにし車両進入禁止（6：30～8：00）とする。
- 6 高齢者に対し、自動ブレーキ車購入の補助制度を設ける。
- 7 都市公園の整備計画策定は必ず市民参加で行う。
- 8 ふるさと広場、城址公園、（仮）西部自然公園に導入予定のパークPFI制度について、専門家を入れた第三者検証委員会を立ち上げる。
- 9 コミュニティバスの利用者を増やすため、無料体験デイを設ける。また、市民参加のコミバス検討委員会を設置し、ルートの再編などについて検討する。
- 10 医療・買い物難民地域の現況調査に取り組み、デマンドタクシー等、早急に対策を講じる。
- 11 谷津環境保全指針を発展させ、里山保全条例を制定し、相続税、固定資産税などの減免制度を創設する。
- 12 森林環境譲与税基金は斜面緑地や社寺林等の森林保全に使う。また管理運営委員会には、市民公募委員を入れる。
- 13 千葉県2021年度森林整備広域連携モデル事業を参考にして、森林環境譲与税を活用し、県内で森林の多い市町村との広域連携事業に取り組む。
- 14 野鳥の森を、市民が楽しめ環境学習にも利用できるよう整備する。
- 15 空き店舗解消については、貸し手と借り手のマッチングを進めるため、民間と提携し、「まちづくり会社」を設立する。
- 16 上下水道料金における生活保護利用者の減免制度を復活する。
- 17 下水道料金の使用料単価設定は、500m³/月以上も使用料単価設定を増やす。
- 18 （仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の建設工事にかかるすべての情報を公表する。
- 19 新町商店街の工事期間中の来客数などの影響を調査し、営業補償を検討する。
- 20 街路樹調査を行い、根上がり対策・剪定など、長期的な管理計画を策定する。
- 21 障がいのある子もない子も共に遊べるインクルーシブ公園を設置する。
- 22 子どもから高齢者まで集える地域の居場所づくりのため、空き家活用など積極的な支援を行う。
- 23 志津公民館祭や消費生活展など市民参加の事業に予算を復活させ、さらに拡充する。
- 24 歩道や市有地に、休息するための「まちかどベンチ」を設置する。

環 境

- ① ペットボトル削減のため、公共施設に給水機設置を進め、マイボトル持参を市民に広く呼びかける。
- 2 びん・カンはコンテナ回収する。ベンキなどの有害ごみの収集日を設ける。
- 3 安全な地下水をいつまでも飲み続けられるよう、千葉県環境保全条例に位置づけられた地下水揚水規制見直しを県に求める。
- 4 不必要な霞ヶ浦導水事業から撤退する。
- 5 「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」に、土壤の汚染及び災害の発生の防止だけでなく、崩落、土壤汚染、悪臭等、周辺住民の生活に影響が発生した場合、原状回復を事業者に義務付ける内容を盛り込む。また、施行規則第6条を削除し、すべての土地の埋め立て行為に、住民への事前説明を義務付ける。
- 6 民間の建築物を解体する時のアスベスト対策に、助成制度を設ける。
- 7 家庭内の化学物質（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、消臭剤、芳香剤、柔軟剤、制汗剤等）で健康被害が起きることを市民に広く知らせる。また、健康被害の相談窓口を設ける。
- 8 「香料自粛のお願い」のサイトに、ホームページから簡単にアクセスできるようにする。A2判のポスターをすべての公共施設と学校等に常時目に入りやすい場所に貼り、チラシにして個別配布するなど、注意喚起に努める。
- 9 学校及び公共施設では、合成洗剤の使用をやめ、すべて石けんに切り替える。また、胎児への影響を考慮し、マタニティクラス等ではせっけんと合成洗剤の違いを示し、経皮毒性の影響を避けるように説明する。
- ⑩ 気候変動に対応するため、計画の見直しやゼロカーボンに向けた具体的な数値目標や取り組みを、佐倉市地球温暖化対策実行計画に明記する。
- 11 佐倉市にふさわしい「エネルギーの地産地消計画」を検討し、「再生可能エネルギーの自治体間連携」を進める。
- 12 携帯基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争を防ぐため、「携帯基地局の設置に関する条例」を策定し、以下の項目を盛り込む。
 - 1) 学校や保育園の近辺では携帯基地局を規制する。
 - 2) 事業者が携帯基地局を設置しようとする時には、基地局の高さの2倍以内にある土地所有者に計画の概要を事前に説明する。
- 13 **市内のメガソーラー基地や携帯基地局の電磁波調査をする。メガソーラー建設に際し、事業者の住民説明会を義務付ける。**
- 14 低周波被害の発生原因であるエコキュート、エネファームの設置場所について、周辺住民に影響を及ぼさないよう、注意喚起を市のホームページ等で行う。
- 15 印旛沼汚濁の最大の原因は、自然系（①洗車などの洗剤や殺虫剤等の流入によるもの ②農薬や化学肥料、除草剤の使用など）であることを市民や農家、また中小の事業者にも周知徹底し、軽減策を

講じるよう求める。

- 16 市主催の事業、及び自治会や市民団体が主催するイベントにリユース食器の助成を行い、積極的な利用を進める。

教 育

- 1 小・中学校における主権者教育を拡充する。
- 2 道徳の授業では、愛国心の押し付けではなく、子どもの意思を尊重する人権教育を行う。
- 3 戦前の教育勅語を彷彿させる「児童心得」を撤廃する。
- 4 県発行の「子どもの権利ノート」を全校で配布する。
- 5 学校のきまりの策定にあたっては、子どもの意見を取り上げ、きまりを変更する際の手順を子どもに周知する。
- 6 オンライン教育については、電磁波の影響を受けやすい子どもの健康被害を考慮し、各教室にあるルーターのアクセスポイントにオンオフスイッチをつけ、使わない時はオフにする。
- ⑦ 休校・学級閉鎖や児童生徒が欠席した場合、タブレットを活用し、オンライン授業やドリル学習等、学ぶ環境を保証する。
- 8 タブレット端末を家庭に持ち帰った際、就学援助対象の家庭の通信費は全額市が負担する。
- 9 就学援助制度については、クラブ活動など、対象となる費目を拡大する。
- 10 就学援助制度の支給基準は、現行の基準を維持する。また、支給方法は口座振込に変更する。
- 11 給食費は無料にし、有機農作物の利用を拡充する。材料費の差額分は市が補償する。
- 12 高等学校等奨学金補助制度の成績要件を撤廃する。
- 13 「子どもへの暴力防止プログラム（C A P）」を就学前及び小・中学校で実施する。
- 14 性教育は保健師、助産師などによるプログラムを、すべての小・中学校に導入する。
- 15 市費負担のスクールソーシャルワーカーを導入する。
- 16 通常学級に在籍する本人及び保護者からの求めに応じられるよう、特別支援教育支援員を拡充する。
- 17 教育委員の保護者枠は自動的に再任をせず、毎回公募する。
- 18 教科書採択を行う印旛地区採択協議会の分割を県教委に求める。
- 19 新佐倉図書館に指定管理者制度を導入せず、開館にあたっては、市民参加で開館準備委員会を設置する。
- 20 図書館、児童センター、他の公共施設の月曜休館日を見直し、火曜日を休館日とする。
- 21 通学時の負担軽減のため、教科書の軽量化を文科省に求める。
- 22 ランリック・さんぽセル等、軽量の通学かばんの利用が可能であることを保護者に周知する。
- 23 学校用務員は、直接雇用に戻す。
- 24 学校の備品、教具の現状を調査し、子どもたちの学習に支障がないよう整備する。
- 25 トイレに生理用品を常備する。

26 学校のきまり、制服、トイレなどはL G B T Qに配慮した対応を行う。

② 小1プロブレム対策として、保育士の資格のあるサポートスタッフを小学1年生に配置する。

子ども

- 1 市長の公約である「子どもの権利条例」を早急に制定し、子どもが相談できる第三者機関を設置する。
- 2 南志津保育園の民営化にあたって、保育士の充実等、保育環境の整備について市民参加で十分な議論を尽くす。
- 3 「保育所保育指針」の改定にかかわらず、保育園での君が代・日の丸の強制を行わない。
- 4 公立保育園は地域の子育て支援の拠点として、民間保育園等と連携し、地域全体の保育環境の向上に取り組む。
- 5 学童保育に保護者・事業者・市で構成する三者協議会を設置する。
- ⑥ 子どもの貧困調査及びヤングケアラーの調査を活かし、ヤングケアラー相談機関設置など、早急に対応する。
- ⑦ 子どもたちが自由に遊べるプレーパークのような活動に支援を行う。
- 8 各地区にヤングプラザのような、若者・子どもたちの居場所を増やす。
- 9 子宮頸がんワクチンの副反応情報を正しく市民に伝え、勧奨を行わない。接種者全員の健康調査を行い、被害者に対しては十分な補償が行われるよう支援する。その他すべてのワクチン接種の勧奨は行わない。
- 10 保育園・幼稚園・学校関係者、公共施設の職員、児童生徒、保護者に、化学物質過敏症の発症や重症化の原因となる香料の害についてチラシ配布等を行い、強い香りの着香製品の使用を自粛するよう呼びかける。
- ⑪ フッ素塗布の健康被害について説明し、希望者のみ行う。
- 12 妊婦健康診査受診票の回数制限を撤廃し、受診時の交通費助成、多胎児の母親の出産前後の育児支援サポート体制を充実させる。

福祉

【高齢者福祉について】

- 1 介護保険料・利用料の減免制度を創設する。
- 2 食費・部屋代の負担軽減の枠から外されたサービス利用者への影響を調査し、救済策を検討する。
- 3 総合事業のサービスについて、地域包括支援センターは利用者の立場に立った提供を行う。
- 4 要支援1、2の割合が県内1高い理由を精査し、認定の改善につなげる。
- 5 高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの支部としての相談窓口を各所に設ける。
- 6 地域包括支援センターは人員を増やし、要支援認定を受けてもサービスを利用していない高齢者を

訪問し、支援を行う。

- 7 小規模多機能施設等の整備を促進するために、事業者への支援策を講じ、利用者への周知徹底を図る。
- 8 看護師などの専門職が常駐する「暮らしの保健室」のような制度をつくる。
- 9 市民後見人制度の周知を図り、活用を進める。
- ⑩ 介護予防策として、高齢者の積極的な外出のために、公共交通の運賃補助券を発行する。
- ⑪ 高齢者に対し、自動ブレーキ車購入の補助制度を設ける。

【国民健康保険について】

- 1 国保制度は助け合い制度ではなく、憲法25条に則った社会保障制度であることを、職員全員に周知徹底させるとともに、市民に向けて広報する。
- 2 保険税の値上げをしない。また、値上げを抑えるための法定外繰入れは堅持する。
- 3 資格証明書は発行しない。できるだけ短期被保険者証で対応する。
- 4 18歳以下の子どもの均等割を減免する制度を作る。
- 5 滞納者の実態調査を福祉の視点から行う。差し押さえ対象者の実態調査をきめ細かく行い、差し押さえ率を抑える。
- 6 糖尿病早期発見のために、住民健診を30歳から開始する。
- 7 被雇用者保険のように、出産手当、傷病手当を創設する。

【障がい者福祉について】

- 1 障害者優先調達推進法に基づき、共同受注窓口の運営などに取り組む。
- 2 市内事業者に障がい者雇用の実例を紹介し、雇用を促進する。
- 3 難病者に対する見舞金支給を旧制度の支給額に戻す。
- 4 重度心身障害児・者の医療費助成制度に導入した自己負担を取りやめる。
- 5 障害者差別解消法に関する職員研修を徹底するとともに、バリアフリー化を進める事業者に助成する。
- 6 障害者差別解消支援地域協議会は、障がい者差別の具体的事例から差別の実態を把握し、必要な対応策を実施する。

【生活保護について】

- 1 厚労省ホームページの生活保護申請サイトに掲げられている「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」という文言を、佐倉市の生活保護のサイトのトップに掲載する。
- 2 申請はすべて受け付け、扶養照会については本人に確認し、拒否すれば行わない。
- ③ 受給決定までの期間、宿泊できるシェルターを造る。
- 4 決定までの期間として原則2週間以内を厳守し、可能な限り短縮する。
- 5 つなぎ資金は憲法25条が保障する、健康で文化的な最低限度の生活ができる金額を一括貸付する。

- 6 車の所有は柔軟に対応する。
- 7 佐倉市内の無料低額宿泊所の詳細な実態調査を千葉県と共にを行う。入所者の人権が守られ、自立支援プログラムがきちんと行われるよう、業者を厳正に指導する。また、住宅扶助費全額を住居費に充てることをやめさせる。
- 8 改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅困窮者を積極的に支援する。
- 9 生活困窮者自立支援制度で任意事業となっている一時生活支援事業に取り組む。
- 10 医療扶助にカウンセリング料金も入れる。
- 11 ケースワーカーの利用者への訪問などの見守りを、ていねいに行う。

ジェンダー

- 1 佐倉市男女平等参画推進条例の周知徹底に努め、施策に反映させる。また、LGBTQについて条例に盛り込む。
- 2 市のHPのトップにある「相談」の項目に「DV相談」「にんしんSOS」を入れる。「DVカード」「にんしんSOS」を市内の公共施設、商業施設に置く。
- 3 市のHPのトップからワンクリックで「ミウズ」のページに行けるようにする。
- 4 中学校において男女混合名簿を推進する。
- 5 審議会、各種委員会（農業委員会も含む）において、メンバーの男女比率を同じにする。
- 6 女性職員の管理職比率40%の目標を達成するため、働きやすい環境を整備する。
- 7 「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」で生理用品を常時配布し、公共施設のトイレに生理用品を常備する。
- 8 「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」の講座等の情報を分かりやすく周知する。市のホームページやこうほう佐倉に掲載し、市民の利用を広く促す。

食と農

- ① 「オーガニックビレッジ宣言」にふさわしい有機農産物の取り組みを進め、学校給食の有機化を目指す。また、市内の有機生産者の意見を聞き、ネットワークづくりを進める。
- 2 生産者・流通・消費者の意見を十分反映した有機農業推進計画をつくる。
- 3 有機農業を進めるために、空き家や空き店舗を利用した有機農産物直売所を開設する。また、消費者に有機農産物を広めるため、「試食会」を開催する。
- ④ ゲノム編集トマト苗の保育園・幼稚園・小学校等への無償配布について、速やかに情報を集め、苗を受け取らないよう対応する。
- 5 遺伝子組み換え技術やゲノム編集、食品添加物の危険性についてのフォーラムを開く。
- 6 イネの不耕起移植栽培、冬期湛水を奨励し、取り組む生産者を支援する。

- 7 水田の農薬空中散布をやめ、農薬に頼らない農法を進め、佐倉市の農産物の優位性を高める。
- ⑧ 飯野台ふれあい農園やサンセットヒルズ農園を早急に活用し、市民が活発に利用できるような体制を早急に整える。
- 9 新規就農者に遊休農地を積極的に貸し出す。
- 10 在来種を保全している生産者を支援する。

平和・人権

- 1 市長は「脱原発首長会議」に参加する。
- 2 平和都市宣言に基づき、政府に対し【「核兵器禁止条約」の早期締結を求める】署名用紙を公共施設に置き、市民に署名を呼びかける。
- 3 子どもの人権を守り、学校教育の中で平和憲法と立憲主義の大切さを教える。
- 4 平和を守るための市民の多様な活動が広がるよう、積極的に会場を貸し、後援する。
- 5 中学生の「平和使節団」は、派遣先に沖縄も入れる。訪問先に大和ミュージアムなど、戦争を美化する施設を入れない。
- 6 産業大博覧会への自衛隊の出展を取りやめるとともに、イオンタウンなどの商業施設にも、出展自粛を呼びかける。
- 7 成田市と交互に行っている職員の1泊2日の自衛隊部隊研修を取りやめる。
- ⑧ 同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を市が発行するパートナーシップ制度を導入する。